

下記の監査の結果に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第14項の規定により公表する。

令和3年2月15日

新庄市監査委員 大場 隆司

新庄市監査委員 高橋 富美子

記

- 1. 監査対象 社会教育課の令和2年度の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理
- 2. 監査期間 令和2年10月22日から令和2年12月2日まで

| 監査の結果（指摘、要望事項） | 措置の内容 |
|---|---|
| <p>（指摘事項）</p> <p>○令和2年4月1日から改正された新庄市公民館設置及び管理に関する条例及び規則の適用について、一部の地区公民館の使用料の徴収について、適用時期を誤って徴収していた。誤徴収となった使用料については関係法令、例規に基づき適正に事務処理を行い、今後事務処理に誤りがないようにチェック体制の強化に努めること。</p> <p>○行政財産目的外使用許可に係る使用料について、一部の使用料が新庄市公有財産規則に沿った算定となっていなかった。使用料の算定にあたっては関係例規を遵守し、適正に事務処理を行うこと。</p> <p>（意見）</p> <p>○所管施設において、複写機利用サービスを利用者の実費負担により行っているが、費用徴収の根拠規程がない。市民への説明責任上、徴収根拠を明確にするため、要綱等の整備を検討されたい。</p> | <p>○令和2年1月から3月の使用について、新料金を適用してしまったものがあり、誤徴収となった使用料については、還付・追加納付の手続きを行った。今後は公民館、担当課でのチェックを確実にすることとした。</p> <p>○行政財産の使用料については、建物価格により算定するか、これにより難しいものは市長が別に定める額としているため、当該財産については、市長が別に定める旨を伺書に記載することとした。</p> <p>○社会教育施設及び体育施設の複写機の利用に関する要綱を定めることとした。</p> |